

平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について〔論点整理〕

1 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の評価とその継続について

- ・本取組の継続を判断するにあたっては、これまでの実施状況について評価を行うべきであり、その際には、政治資金監査の質の向上に寄与しているかという観点が必要ではないか。

（評価の視点例）

- ・個別の指導・助言の全体の件数
- ・個別の指導・助言の件数の増減
- ・過去に個別の指導・助言を受けた登録政治資金監査人が再び対象となっていないか
- ・一方、本取組については、開始以来2年しか経過しておらず、また、登録政治資金監査人の異動という状況が生じうるため、評価の結果いかんにかかわらず、政治資金監査の質を確保するという観点からは、ただちに本取組を継続しないとするのは適切ではないのではないか。

2 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象範囲等について

政治資金監査のより適確な実施という目的を推進するため、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象範囲等について、さらなる検討の必要があるのではないかと。その際には、将来的な都道府県選管等における形式審査業務の効率化という点についても留意すべきではないかと。

（1）個別の指導・助言の対象範囲について

① 確認項目への追加事項について

i) 収支報告書と領収書等の写しの金額の不整合がある場合

- ・「収支報告書と領収書等の写しの金額の不整合」の事例については、すでに平成27年分より都道府県選管等から報告があった場合には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとしているところであるが、都道府県選管等での最初の受付時に、収支報告書と領収書等の写しに金額の不整合があった場合には、収支報告書の

金額に影響が及ぶことになるので、政治資金監査の適正を確保するという観点からは、都道府県選管等の判断にゆだねるのではなく、確認項目に追加して必ず個別の指導・助言を行うべきではないか。

- ・ただし、その場合には、確認時に収支報告書の該当ページの写しをとる必要が出てくるなどの都道府県選管等の負担の増加について配慮する必要があるのではないか。

ii) 収支報告書と領収書等の写しの金額以外の事項（支出の目的、年月日）の不整合がある場合

ア) 支出の目的について不整合がある場合

- ・政治資金監査においては、会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとされていることから、収支報告書と領収書等の写しの記載事項のうち金額以外の事項である支出の目的の不整合についても、確認項目に追加すべきではないか。
- ・ただし、支出の目的については、領収書等に記載された支出の目的を収支報告書では大括りに記載しているなど、不整合か否かの判断を金額の場合ほど明確に行えない場合も考えられるため、どのような場合が不整合に該当するのかを具体的に示す必要があるのではないか。
- ・また、都道府県選管等の事務負担の急激な増加を緩和するため、来年度については、報告（任意）がなされた場合のみ個別の指導・助言の対象とすることも考えられるのではないか。
- ・ただし、任意の報告とした場合であっても、支出の目的の不整合については、重大な誤りから軽微なものまで、その内容は種々に富んでいることから、どのような事案について個別の指導・助言の対象とするかの判断が難しい場合が生じるのではないか。同様に、都道府県選管等においても報告すべきか否か判断に迷う場合が生じるのではないか。

イ) 年月日について不整合がある場合

- ・ア) と同様に、収支報告書と領収書等の写しの記載事項のうち金額以外の事項である年月日の不整合についても、確認項目に追加すべきではないか。

- ・ただし、都道府県選管等の事務負担の急激な増加を緩和するため、来年度については、報告（任意）がなされた場合にのみ個別の指導・助言の対象とすることも考えられるのではないかと。

② 政治資金監査の適確な実施に疑念を持たれかねないと考えられる過ちが繰り返される場合について

- ・同一の登録政治資金監査人について、補正が行われた結果、個別の指導・助言の対象とはならなかったものの、複数年度に渡って政治資金監査報告書に係る確認項目に該当しているとして都道府県選管等から報告（任意）があった場合や、確認項目には該当しないが、複数年度に渡って都道府県選管等から報告（任意）があった場合など、政治資金監査の適確な実施に疑念を持たれかねないと考えられる過ちが繰り返される場合には、原則として個別の指導・助言の対象としてはどうか。
- ・都道府県選管等において対象の把握が容易に行えるよう、上記のような場合について、具体的に示す必要があるのではないかと。
- ・また、上記のような場合の具体的な検討に当たっては、形式審査の際、当該登録政治資金監査人にかかるこれまでの監査状況についても確認をする必要が出てくるなど、都道府県選管等の事務負担の増加についても配慮する必要があるのではないかと。
- ・一方、上記のような場合について、個別の指導・助言を行い、政治資金監査報告書の記載状況等の改善が図られることにより、当該報告を行った都道府県選管等において、形式審査業務がより効率的になるとも考えられるのではないかと。
- ・なお、同一の誤りであっても、都道府県選管等からの報告の有無によって、個別の指導・助言を行うか否かという対応が分かれる可能性があるため、当委員会としての統一性・公平性及び登録政治資金監査人の納得性の観点についても考慮する必要があるのではないかと。

③ その他

- ・都道府県選管等が任意の報告を行いやすくなるよう、報告の対象となるような例を具体的に示した上で、都道府県選管等から報告が行われた場合に、個別の指導・助言の実施について都道府県選管等の意向も考慮しつつ審議することとし、確認項目については現在そのまま実施することも考えられるのではないかと。

(2) 個別の指導・助言のあり方について

- ・本取組の目的を達成するために、現在の文書による注意喚起のほかにも、より踏み込んだ個別の指導・助言があり得るか検討すべきではないか。